ペットとして豚（ミニブタ等含む）を飼養される方へ

　平成30年9月以降，国内の飼養豚や野生いのししで豚熱（CSF）が発生しており，県内でも，野生いのししの豚熱感染が確認されています。飼養豚の感染リスクを低減するため，次のことを守りましょう。

１　豚を飼養する前に確認しましょう

○広島県は，豚熱ワクチンを接種する地域（指定地域）に指定されました。飼養を始めると，生きた豚を県外に移動（譲渡や販売など）できない場合があります。

○豚を飼養する場合，飼養する地域によって化製場法に基づく飼養許可が必要な場合があります。飼養予定場所の自治体（市役所，町役場）に事前にお問い合わせください。

２　飼養に当たっては次のことを守ってください

（１）飼養衛生管理者及び規定の項目を管轄の畜産事務所（家畜保健衛生所）に報告してください。

○豚の飼養に対し責任を持つ「飼養衛生管理者」を決め，管轄の畜産事務所に報告してください。

○毎年，２月１日現在の飼育頭羽数等を管轄の畜産事務所に報告する必要があります。

※　詳しくは，広島県のwebサイトをご覧いただくか，管轄の畜産事務所にお問い合わせください。

（２）豚熱感染を防ぐため，飼養衛生管理基準を守りましょう。

○野生動物との直接又は間接的な接触を避けましょう。外の散歩は控えてください。

○犬や猫等の愛玩動物を一緒に飼育してはいけません。

○肉（牛，豚，鶏等）又は肉が含まれる食べ物（残飯等）を給与する場合は，90℃60分以上の加熱処理をしなくてはなりません。

○定期的に飼育スペースや使用する道具の清掃・消毒をしましょう。

○飼養豚の健康状態を観察し，「特定症状」を認めた場合は，管轄の畜産事務所に連絡してください。

（３）豚熱ワクチンの接種や衛生指導については，畜産事務所の指示に従ってください。

３　家畜の伝染病の特定症状について

口蹄疫及び豚熱等は，豚に感染する悪性の伝染病です。早期発見，早期通報が重要であるため，飼養豚に次の症状（特定症状）が見られた場合は，速やかに管轄の畜産事務所に連絡してください。

（１）口蹄疫の特定症状

　　○発熱及び泡沫性流涎（よだれ）　○蹄の異常　○泌乳量の大幅な低下

　○口，鼻，蹄部，乳頭又は乳房の水疱，びらん，潰瘍　○哺乳豚の突然死

（２）豚熱の特定症状

○発熱　○食欲減退　○元気消失　○結膜炎　○耳翼，下腹部，四肢等の紫斑　○流死産

※　特定症状があるからといって，必ずしも当該疾病であるとは限りません。

広島県農林水産局畜産課　　　　　　　　　　　　　TEL　０８２－５１３－３６０７（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所（東広島市）　TEL　０８２－４２３－２４４１（直通）

東部畜産事務所・東部家畜保健衛生所（福山市）　　TEL　０８４－９２１－１８６６（直通）

北部畜産事務所・北部家畜保健衛生所（庄原市）　　TEL　０８２４－７２－２０１５（代表）